

平成 31 年度からの入札制度の改正について

- ①総合評価落札方式における評価項目の「配置予定技術者の技術能力」及び「企業の技術力」における過去の実績取り扱いの年数について

趣 旨 総合評価落札方式における過去の実績の取り扱い期間を緩和する。

概 要 平成 31 年度（平成 31 年 4 月 1 日以降公告分）から勝山市発注の総合評価落札方式工事で、評価項目の「配置予定技術者の技術能力」及び「企業の技術力」における過去の実績については **20 年間**を基準とする。

- ②総合評価落札方式における総合評価落札評価値の算定方法について

趣 旨 総合評価落札方式における総合評価失格基準価格を最低制限價格的に運用しないための措置。

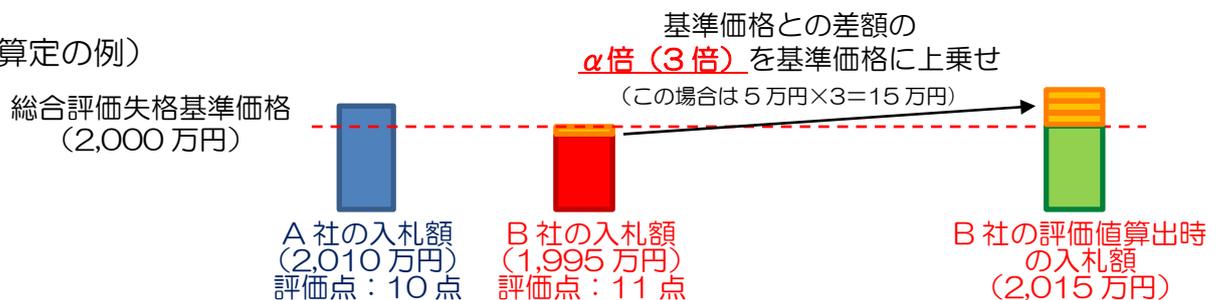
概 要 平成 31 年度（平成 31 年 4 月 1 日以降公告分）から勝山市発注の総合評価落札方式において **総合評価調査基準価格を設定しない工事において、総合評価失格基準価格未満の入札額の総合評価落札評価値の算定方法を下記のとおりとする。**

【総合評価落札評価値の算定方法】

総合評価落札評価値（※ $\alpha=3$ ）

$$= \frac{(\text{評価点} + 100)}{[\text{基準価格} + \alpha \times (\text{基準価格} - \text{入札価格})]} \times 10^{-6}$$

（算定の例）



$$A \text{ 社} = (10 \text{ 点} + 100 \text{ 点}) / 2,010 \text{ 万円} \times 10^{-6} \doteq \mathbf{5.473}$$

$$B \text{ 社} = (11 \text{ 点} + 100 \text{ 点}) / [2,000 \text{ 万円} + 3 (2,000 \text{ 万円} - 1,995 \text{ 万円})] \times 10^{-6} \doteq \mathbf{5.509}$$

- (1) 総合評価落札評価値が B 社 > A 社のため落札者は B 社。
- (2) B 社との契約額は入札額である 1,995 万円となる。

③総合評価落札方式を実施する工種について

趣 旨 発注件数の少ない工種においては総合評価落札方式を実施した場合に公平な競争性を保てない恐れがあるため、実施工種を限定する。

概 要 平成31年度（平成31年4月1日以降公告分）から勝山市発注の総合評価落札方式を実施する工事の工種は、下記のとおりとする。ただし、今後下記に記載のない工種においても発注数が増え、総合評価落札方式での競争性が保てると判断した場合は、工種を追加する。なお、その際は追加する年度の当初に通知するものとする。

【総合評価落札方式を実施する工種】

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事

④総合評価落札方式における評価項目の「継続学習」の必要ユニット数について

趣 旨 総合評価落札方式における設計額が一定金額以下の継続学習の必要ユニット数を緩和する。

概 要 平成31年度（平成31年4月1日以降公告分）から勝山市発注の総合評価落札方式工事で、評価項目の「継続学習」における必要ユニット（単位）数については下記のとおりとする。

【土木一式】

①設計額が1,500万円以上4,500万円未満の工事

16ユニット以上／1年または32ユニット以上／2年・・・1点加点

8ユニット以上／1年または16ユニット以上／2年・・・0.5点加

②設計額が4,500万円以上の工事

20ユニット以上／1年または40ユニット以上／2年・・・1点加点

10ユニット以上／1年または20ユニット以上／2年・・・0.5点加点

【建築一式】

①設計額が1,500万円以上3,000万円未満の工事

10単位以上／1年または20単位以上／2年・・・1点加点

5単位以上／1年または10単位以上／2年・・・0.5点加点

②設計額が3,000万円以上の工事

12単位以上／1年または24単位以上／2年・・・1点加点

6単位以上／1年または12単位以上／2年・・・0.5点加点

⑤「配管技能士」資格の取り扱いについて

趣 旨 平成 30 年度より建築物における配管工事については、「配管技能士」の資格を必要とする旨を平成 29 年 4 月に通知したが、資格試験が年 1 回冬季にしかないことを考慮し、摘要する期日を延期する。

概 要 平成 32 (2020) 年 4 月 1 日以降、建築物における配管工事については、「配管技能士」の資格を必要とする。 (2 年間延期する。)
※平成 30 年度は対象工事の発注なし

⑥設計業務等の受託者の工事施工入札への参加制限について

趣 旨 入札の公平性を保つため、設計業務を受託した者が当該工事施工の入札に参加できないように措置する。

概 要 平成 31 年度（平成 31 年 4 月 1 日以降発注分）から、建設工事の入札参加資格を有する業者が建設工事の設計業務（道路設計、橋梁設計、建築・機械・電気工事にかかる設計）を受託した場合は、当該工事施工の入札には参加できない。

なお、同一業者と判別する際の基準は下記のとおりとする。

【同一業者である場合】

- ・同一業者及び、当該業者の一部門である
- ・設計事務所の設置者が当該業者である。

【資本関係にある場合】

- ・親会社と子会社の関係にある
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある

【人事的に関係がある場合】

- ・一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合
- ・一方の会社の役員が他方の会社の管財人を兼ねている場合